

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
 代 表 電 話 : 03-3507-8800

| 法令名 | 条項 | 担当課 | 内線 |
|----------------------------------|--|--------|------|
| 消費者契約法 | 第13条第1項(適格消費者団体の認定) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第17条第2項(認定の有効期間の更新) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第19条第3項(適格消費者団体の地位の承継に係る認可) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第20条第3項(適格消費者団体の地位の承継に係る認可) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第33条第1項(適格消費者団体に対する適合命令) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第33条第2項(適格消費者団体に対する改善命令) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第34条第1項(適格消費者団体の認定の取消し) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第34条第3項(同条第1項第4号の認定) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第35条第1項(差止請求権の承継に係る指定) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第35条第4項(差止請求権の承継に係る指定の取消し) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第35条第5項(差止請求権の承継に関する指定の取消し) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第35条第6項(指定適格消費者団体の指定取消しに係る新たな適格消費者団体の指定) | 消費者制度課 | 2129 |
| 消費者契約法 | 第35条第7項(指定適格消費者団体の指定取消しに係る新たな適格消費者団体の指定) | 消費者制度課 | 2129 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第6条第2項(小売業者に対する標準価格等の表示に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第7条第1項(販売業者に対する標準価格に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第11条第1項(販売業者に対する課徴金納付命令) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第15条第2項(生産業者に対する生産計画の変更に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第17条(輸入業者に対する輸入に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第18条(特定の法人に対する輸入に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第21条第1項(事業者に対する指定物資等の保管に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第22条第1項(事業者に対する生活関連物資等の売渡しに関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第22条第2項(事業者に対する生活関連物資等の輸送に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第22条第3項(事業者に対する生活関連物資等の保管に関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第24条第2項(建築をしようとする者に対する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 国民生活安定緊急措置法 | 第25条第2項(設備の設置を使用とする事業者に対する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 | 第4条第1項(売渡しに関する指示) | 消費者調査課 | 2166 |
| 生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 | 第4条第2項(売渡しに関する命令) | 消費者調査課 | 2166 |

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
 代 表 電 話 : 03-3507-8800

| 法令名 | 条項 | 担当課 | 内線 |
|-------------|---|--------|------|
| 物価統制令 | 第15条(事業者に対する価格等の表示に関する命令) | 消費者調査課 | 2166 |
| 物価統制令 | 第16条(事業者に対する価格等の届出に関する命令) | 消費者調査課 | 2166 |
| 物価統制令 | 第20条第1項(事業者に対する価格等についての特別の割増額を附する旨の命令) | 消費者調査課 | 2166 |
| 物価統制令 | 第20条第2項(事業者に対する価格等についての特別の割増額に関する国庫納付命令) | 消費者調査課 | 2166 |
| 物価統制令 | 第21条(事業者に対する価格等についての特別の割増額に係る必要な事項に関する命令) | 消費者調査課 | 2166 |
| 消費者安全法 | 第40条第2項(事業者に対する命令(生命・身体事案)) | 消費者安全課 | 2488 |
| 消費者安全法 | 第40条第5項(事業者に対する命令(財産事案)) | 消費者政策課 | 2212 |
| 消費者安全法 | 第42条(事業者に対する回収等の命令) | 消費者安全課 | 2488 |
| 特定商取引に関する法律 | 第7条第1項(訪問販売業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第8条第1項(訪問販売業者に対する業務停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第8条の2第1項(訪問販売業者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第14条第1項(通信販売業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第14条第2項(通信販売電子メール広告受託事業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第15条第1項(通信販売業者に対する業務停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第15条第2項(通信販売電子メール広告受託事業者に対する業務停止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第15条の2第1項(通信販売業者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第22条第1項(電話勧誘販売業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第23条第1項(電話勧誘販売業者に対する業務停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第23条の2第1項(電話勧誘販売業者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第38条第1項(連鎖販売業における統括者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第38条第2項(連鎖販売業における勧誘者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第38条第3項(一般連鎖販売業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第38条第4項(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第39条第1項(連鎖販売業における統括者に対する取引停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第39条第2項(連鎖販売業における勧誘者に対する取引停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第39条第3項(一般連鎖販売業者に対する取引停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第39条第4項(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する業務停止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第39条の2第1項(連鎖販売業における統括者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
 代 表 電 話 : 03-3507-8800

| 法令名 | 条項 | 担当課 | 内線 |
|--|---|---------|------|
| 特定商取引に関する法律 | 第39条の2第2項(連鎖販売業における勧誘者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第39条の2第3項(一般連鎖販売業者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第46条第1項(特定継続的役務提供者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第47条第1項(特定継続的役務提供者に対する業務停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第47条の2第1項(特定継続的役務提供者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第56条第1項(業務提供誘引販売取引業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第56条第2項(業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第57条第1項(業務提供誘引販売取引業者に対する取引停止命令等) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第57条第2項(業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する業務停止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第57条の2第1項(業務提供誘引販売取引業者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第58条の12第1項(訪問購入業者に対する指示) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第58条の13第1項(訪問購入業者に対する業務停止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第58条の13の2(訪問購入業者に対する業務禁止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第62条(指定法人に対する改善命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商取引に関する法律 | 第63条(指定法人に対する指定の取消し) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定商品等の預託等取引契約に関する法律 | 第7条第1項(預託等取引業者に対する業務停止命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 | 第7条(措置命令) | 取引対策課 | 2270 |
| 不当景品類及び不当表示防止法 | 第4条(景品類の制限及び禁止) | 表示対策課 | 2464 |
| 不当景品類及び不当表示防止法 | 第5条(不当な表示の禁止) | 表示対策課 | 2464 |
| 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法 | 第8条(事業者の遵守事項) | 表示対策課 | 2464 |
| 家庭用品品質表示法 | 第4条第1項(事業者に対する指示) | 表示対策課 | 2464 |
| 日本農林規格に関する法律 | 第60条(品質に関する表示の基準の遵守) | 食品表示企画課 | 2328 |
| 日本農林規格等に関する法律 | 第61条第1項(製造業者等に対する指示) | 表示対策課 | 2464 |
| 日本農林規格等に関する法律 | 第61条第2項(製造業者等に対する指示) | 表示対策課 | 2464 |
| 日本農林規格等に関する法律 | 第61条第4項(製造業者等に対する命令) | 表示対策課 | 2464 |
| 食品衛生法 | 第19条第2項(表示義務) | 食品表示企画課 | 2328 |
| 食品衛生法 | 第20条(虚偽誇大表示及び広告の禁止) | 表示対策課 | 2464 |

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
 代 表 電 話 : 03-3507-8800

| 法令名 | 条項 | 担当課 | 内線 |
|-------|----------------------|---------|------|
| 食品衛生法 | 第54条第2項(営業者に対する命令) | 食品表示企画課 | 2328 |
| 健康増進法 | 第26条第1項(特別用途表示の許可) | 食品表示企画課 | 2328 |
| 健康増進法 | 第26条の2(登録試験機関の登録) | 食品表示企画課 | 2328 |
| 健康増進法 | 第29条第1項(特別用途表示の承認) | 食品表示企画課 | 2328 |
| 健康増進法 | 第31条第1項(誇大表示の禁止) | 表示対策課 | 2464 |
| 健康増進法 | 第32条第1項(違反表示者に対する勧告) | 表示対策課 | 2464 |
| 健康増進法 | 第32条第2項(違反表示者に対する命令) | 表示対策課 | 2464 |